

実施場所 パワスポ留萌（留萌地域人材開発センター） 留萌市南町1丁目17番地  
講師 一般社団法人 北海道建築工事業組合連合会  
共催団体 留萌建築業組合（留萌市大和田1丁目47番地 （株）高田建設内）

申し込みの際は・・・

- ・「職業訓練受講申込書」
- ・写真（30mm×24mm）・・・1講習に1枚（裏面に氏名〈フルネーム〉を記入）を添えて、パワスポ留萌（留萌地域人材開発センター）まで、郵送又はご持参ください。

※受講当日は筆記用具をご持参ください

- 受講料は、申込締切日までにご持参いただくか、下記口座までご入金ください。  
※ 講習開講日当日及びそれ以降の受講取り消しはご遠慮下さい。  
この場合、受講料はお返してできませんのでご注意ください。

受講料振込先：

□ 座名 （公社）留萌地域人材開発センター運営協会  
留萌信用金庫 本店（普）3041178

助成金について、当団体は要件に該当しないため申請ができませんことをご了承ください。

受講の際は感染・予防のためマスクの着用をお願いいたします！

お問い合わせは・・・

 パワスポ留萌 まで

※ 受付：月～金曜日（祝祭日を除く）、9時から17時 まで

# パワスポ留萌 講習のご案内

- 足場の組立て等の業務に係る特別教育
- フルハーネス型安全帯使用  
作業特別教育
- 石綿取扱作業従事者特別教育
- 自由研削砥石の取り扱い等の  
業務に係る特別教育

---

パワスポ留萌

(公社)留萌地域人材開発センター運営協会

〒077-0014 留萌市南町1丁目17番地

電話 0164-42-0348 FAX 0164-42-3973

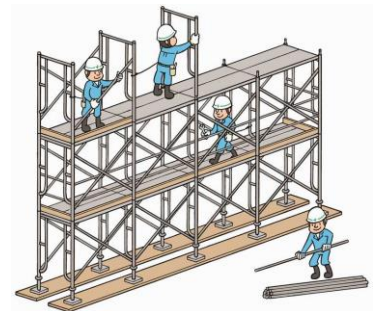
---

# 足場の組立て等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則の改正により、平成27年7月から足場の組立、解体及び変更の作業に就く労働者には特別教育が必要となりました。

パフスボ留萌では、足場からの墜落・転落による死亡災害が近年増加傾向にあるため、従業員の安全意識の啓発・高揚とともに労働災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生法に基づき「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を下記の要領で実施いたします。

日時 令和5年1月20日(金)  
時間 9:00~16:30  
対象者 足場の組立て解体又は変更の作業に係る業務に従事する者  
受講料 8,000円  
【当センター会員は7,000円】  
定員 20名 定員になり次第、締め切ります。  
申込み締切 1月13日(金)まで



# フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

労働安全衛生規則で、高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいては、原則として墜落制止用器具(安全帯)のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業につく者に対し、特別教育を実施することが事業者<sup>※</sup>に義務づけられました。

上記の内容は、2019年2月1日より施行し適用されます。

パフスボ留萌では、事業者<sup>※</sup>に代わり、墜落による災害において、「安全帯を着用しているが使用していなかった、安全帯を使用しているが適切な着用や使用が難しい」などの事例を踏まえ、労働安全衛生規則に基づき「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を下記の要綱で実施いたします。

日時 令和5年1月31日(火)  
時間 9:00~16:30 (全時間受講者対象)  
対象者 満18以上で、フルハーネス型安全帯を使用する作業に従事する者  
受講料 8,000円 (テキスト代含む)  
【当センター会員は7,000円】  
定員 20名 定員になり次第、締め切ります。  
申込み締切 1月24日(火)まで



# 石綿取扱作業従事者特別教育

石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の作業（石綿則第4条）を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度の健康障害を引き起こす危険性があることから作業を行う従事者には、特別教育（安衛則第36条37号）の修了者を就かせることが事業者には義務付けられています。

パワスポ留萌では、事業所に代わり、「石綿取扱作業従事者特別教育」を下記の要綱で実施いたします。

日時 令和5年2月17日（金）  
時間 9:00～15:10  
対象者 石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業に従事する者  
受講料 9,000円（テキスト代含む）  
【当センター会員は8,000円】  
定員 20名 定員になり次第、締め切ります。  
申込み締切 2月10日（金）まで



# 自由研削砥石の取り扱い等の業務に係る特別教育

砥石は、高速回転しており最高使用周速度を超えると遠心力等で破壊され、破片により重大な災害を引き起こす恐れがあるため、作業者は危険性を十分に認識し、研削盤と砥石の適合確認を行わなければなりません。

事業者は、自由研削砥石の取替え、または取替え時の試運転の業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています

（労働安全衛生法第59条第3項/労働安全衛生規則第36号第1号/安全衛生特別教育規定第2条）

パワスポ留萌では、事業所に代わり、「自由研削砥石の取り扱い等の業務に係る特別教育」を下記の要綱で実施いたします。

日時 令和5年3月1日（水）  
時間 9:00～16:30  
対象者 自由研削砥石の取替え、又は取替え時の試運転の業務に就かせる労働者  
受講料 8,000円（テキスト代含む）  
【当センター会員は7,000円】  
定員 20名 定員になり次第、締め切ります。  
申込み締切 2月22日（水）まで



# 職業訓練受講申込書

令和 年 月 日

(公社) 留萌地域人材開発センター運営協会 様

受講講座名 受講希望に☑を ご記入ください。	<input type="checkbox"/> 足場の組立等の業務に係る特別教育 <input type="checkbox"/> フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 <input type="checkbox"/> 石綿取扱作業従事者特別教育 <input type="checkbox"/> 自由研削用砥石の取り扱い等の業務に係る特別教育
(ふりがな)	
受講者氏名	
住所	〒
電話番号	
生年月日	. .
勤務先	
勤務先住所 (電話番号)	TEL
受講料支払方法 該当個所に☑を おつけください	<input type="checkbox"/> 申込書に添えて支払 <input type="checkbox"/> 口座振込み (支払日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 現金払い (支払日: 年 月 日) ※受講料は <u>申込締切日</u> までにお願い致します。

[ 領収書 (現金払いのみ) : 会社名・個人名 ]

修了証書に添付する脱帽顔写真1枚が必要となります。

(原寸大)

タテ 30mm×ヨコ24mm

貼り付け  
しないで

- ・写真の裏面に氏名をお書き下さい。
- ・貼り付けずに提出をお願いします。